

奈良地方最低賃金審議会
 奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、
 産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金専門部会
 最低賃金専門部会
 第 1 回 会 議 資 料

資料No.	資 料 名	ページ
No. 1	奈良地方最低賃金審議会 奈良県電子部品・デバイス・電子回路、 発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生 用電気機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿	1
No. 2	奈良地方最低賃金審議会 奈良県電子部品・デバイス・電子回路、 発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生 用電気機械器具製造業最低賃金専門部会 運営規程	2
No. 3	奈良地方最低賃金審議会 奈良県電子部品・デバイス・電子回路、 発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生 用電気機械器具製造業最低賃金専門部会 傍聴規程	4
No. 4	申出書（写）	5
No. 5	奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定につい て（諮問）（写）	7
No. 6	地方最低賃金審議会委員向け説明資料〈特定最低賃金編〉	8
No. 7	令和 7 年度 特定最低賃金申出状況一覧表 奈良労働局	23
No. 8	令和 6 年度 特定最低賃金 改正状況（電気機械器具製造業関係） . .	24
No. 9	令和 7 年 最低賃金に関する基礎調査結果報告（特定最低賃金） . . .	26

奈良地方最低賃金審議会
 奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用
 電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業
 最低賃金専門部会委員名簿

公益代表

くま 熊	がい 谷	れい 礼	こ 子
しも 下	やま 山	あきら 朗	
ふく 福	い 井	まき 麻起	こ 子

労働者代表

かわ 河	もと 本	しょう 章	ご 吾
こく 國	ぶ 分	ひろ 洋	ふみ 文
ひら 平	もと 本	よし 義	あき 陽

使用者代表

うえ 上	むら 村	けん 賢	じ 司
ひら 平	やま 山	ふみ 文	たか 堂
まつ 松	ざわ 澤	よし 恵	とみ 臣

(敬称略、五十音順)

奈良地方最低賃金審議会
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、
発電用・送電用・配電用電気機械器具、
産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業
最低賃金専門部会運営規程

令和3年10月1日改正

(規程の目的)

第1条 奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会という。」）に設置する奈良地方最低賃金審議会奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第137号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

- 第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、奈良労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席等)

- 第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項（第6条第6項において準用する場合を含む）に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。
 - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 専門部会は、この専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

奈良地方最低賃金審議会
 奈良県電子部品・デバイス・電子回路、
 発電用・送電用・配電用電気機械器具、
 産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業
 最低賃金専門部会傍聴規程

- 第1条 この規程は、奈良地方最低賃金審議会奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の傍聴に関し、必要な事項について定めるものである。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、係員に住所及び氏名を告げ、その指示により傍聴席に着かなければならない。
 ただし、傍聴席が満席の後には、その入場を拒否することができる。
- 2 集団で多人数の者が傍聴しようとする場合において、その団体（集団）を入場させることにより、他の傍聴人の席が著しく少なくなると認めるときは、専門部会は、その若干人を指定して傍聴させることができる。
- 第3条 専門部会は、傍聴席の整理上必要があると認めたときには、傍聴券を発行し、傍聴人の数を制限することができる。
- 2 前項の規定により傍聴券を発行したときは、傍聴券を持たない者は、入場することができない。
- 第4条 次の各号の一に該当すると認められる者は、入場を許されない。
- 1 酒気を帯びている者。
- 2 凶器その他危険なものを持っている者。
- 3 旗、のぼり、こん棒、プラカード等を携帯している者。
- 4 前各号に掲げる外、会場の秩序を乱すおそれがあると認められる者。
- 第5条 傍聴人は、いかなる理由があっても、傍聴席以外の場所に入ってはならない。
- 第6条 傍聴人は、傍聴中、次に掲げることをしてはならない。
- 1 みだりに傍聴席を離れること。
- 2 飲食等を行うこと。
- 3 拍手その他いかなる方法でも、議事の言論に批評を加え、又は可否を表わすこと。
- 4 放談、私語その他喧噪にわたり又は議事を妨害するような行為を行うこと。
- 5 前各号の外、会場の秩序を乱す言動を行うこと。
- 第7条 会議中において写真の撮影、録音、放送又はこれらに類する行為をしようとするときは、あらかじめ事務局に申し出て許可を得なければならない。
- 第8条 部会長及び事務局は、この規程を守らない傍聴人に対しては、注意を与え、なお止めないときは、その者を退場させることができる。
- 第9条 傍聴人は、会議開始5分前までに着席すること。以降の入場は認めない。
- 第10条 この規程の改廃は、専門部会の決議に基づいて行う。
- 附 則 この規程は、令和元年9月20日から施行する。



奈良労働局長 石崎 琢也 殿

令和7年 月 日

大和郡 事業所 8-00

電機連合 奈良地方協議会

議長 山中 篤史



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

奈良県において、電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 1,220名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が、概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 A : 567名

奈良県における電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 B : 1,220名

$$A / B \times 100 = 46.5\%$$

最も低い労働協約の金額 = 10,101円/日額 1,301円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 986円/時間額

5. 添付書類

- ① 労働協約の写し
- ② 最低賃金改正の申出に関する合意書及び申請代表者に対する委任状
- ③ 奈良県における電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況
- ④ 所定労働時間数及び所定労働日数

以上



奈良県における電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

(平成28年経済センサス活動調査等に基づく推計)

適用使用者数 62
適用労働者数 1,220

(上記の内最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

事業所名	組織名	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
		284
		283
計		567

所定労働日数及び所定労働時間数、協定月額

事業所名	所定労働日数	所定労働時間数	協定月額	日額	時間額
	19.84	153.7	201,000	10,131	1,308
	19.8	153.7	200,000	10,101	1,301

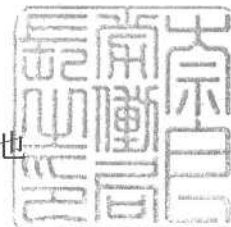


奈良労基0808第5号
令和7年8月8日

奈良地方最低賃金審議会

会長 下山 朗 殿

奈良労働局長
石崎 琢也



奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり、最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、法第15条第2項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

最低賃金の件名	申出書受理年月日	申出代表者名
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 (令和元年奈良労働局最低賃金公示 第2号)	令和7年8月1日	JAM大阪 奈良地区協議会 議長 松井 敦
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金 (令和元年奈良労働局最低賃金公示 第3号)	令和7年7月31日	電機連合 奈良地方協議会 議長 田中 篤史
奈良県自動車小売業最低賃金 (令和元年奈良労働局最低賃金公示 第4号)	令和7年8月6日	自動車総連 奈良地方協議会 議長 鳥尾 将人

地方最低賃金審議会委員説明資料

＜特定最低賃金編＞

厚生労働省 労働基準局賃金課

令和7年4月

（奈良労働局 労働基準部 賃金室）

◆ 特定最低賃金とは

特定最低賃金(最低賃金法第15条から第19条)

- 企業内の賃金水準を設定する際の**労使の取組を補完するもの**
- 産業又は職業ごとに適用
適用対象使用者や、適用対象労働者が細かく規定されている
- その決定は、**労使のイニシアティブにより決まる**
 - ※ 全国で、224件設定されている
 - ※ 法令上、全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、あくまで、各地域(都道府県)の労使の意向により定められる
- 特定最低賃金は、**地域別最低賃金より高い額で決定**するものでなければならない(法第16条)

<特定最低賃金の規定例>

名称：宮城県自動車小売業最低賃金(抄)

適用する使用者：宮城県の区域内で自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(中略)を営む使用者

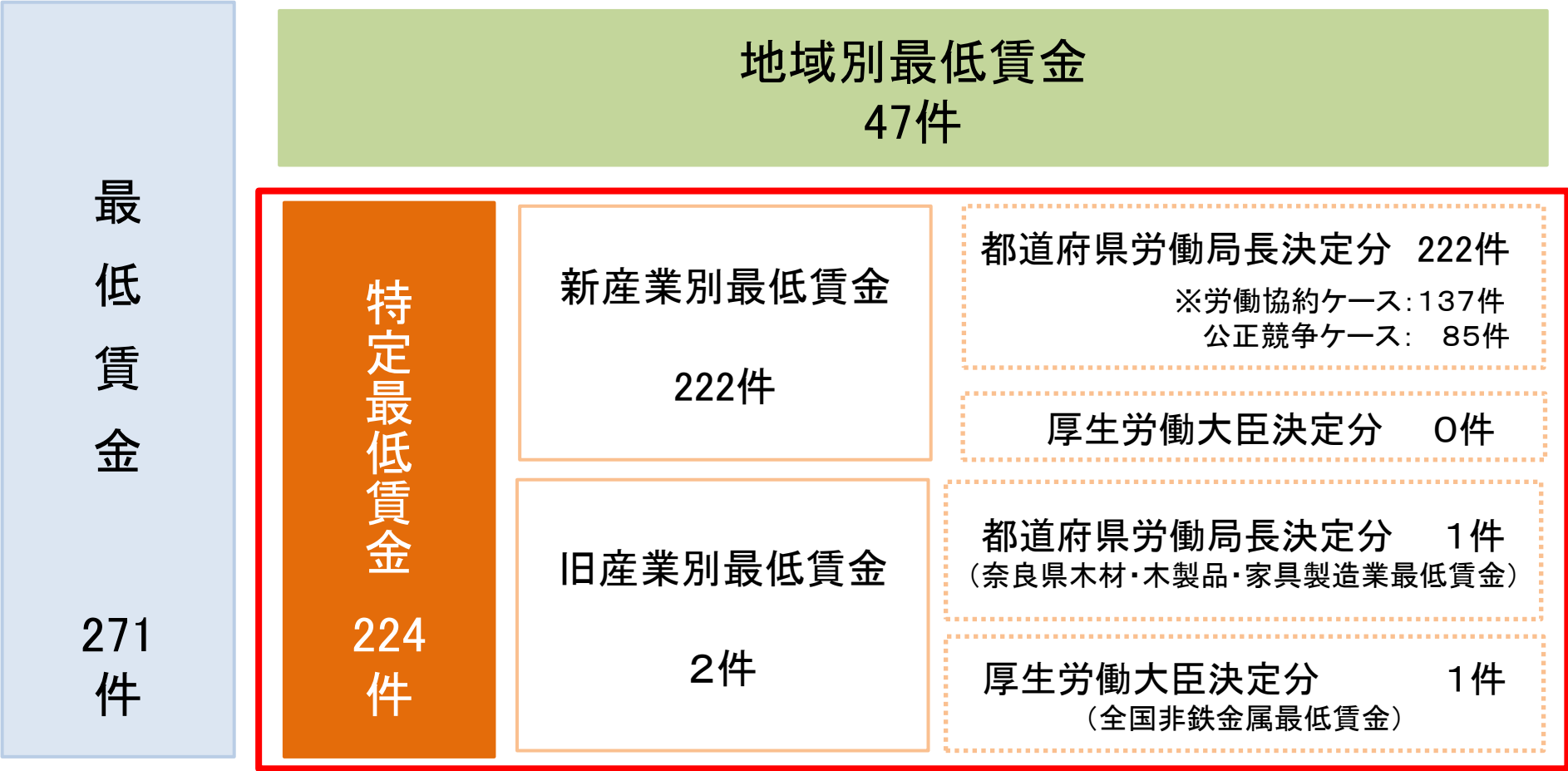
適用する労働者：上記の使用者に使用される労働者。ただし、①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後3カ月未満の者であって、技能取得中のもの、③清掃等軽易な業務に主として従事する者を除く

労働者に係る最低賃金額：1時間1,036円(※宮城県地域別最低賃金額973円 令和6年10月1日改定)

◆ 特定最低賃金と地域別最低賃金の比較

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	○ <u>企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの</u>	○ <u>すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネット</u>
適用対象	○ <u>産業又は職業ごとに適用</u> ※日本標準産業分類の小／細分類ごと ○ <u>その産業の「基幹的労働者」に適用</u> ※ 基幹的労働者：当該産業に特有／主要な業務に従事する労働者（基幹的労働者でない労働者の職種、業務を記載するなどにより、それぞれの特定最低賃金ごとに規定されている。）	○ 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	○ <u>関係労使の申出により新設、改正又は廃止</u> ○ <u>新設、改廃は労使のイニシアティブによる</u>	○ 行政機関に決定を義務付け （全国各地域について必ず決定されなければならない）
効力	○ <u>刑事的な効力は、最低賃金法にはなし。</u> ※労働基準法第24条違反（30万円以下の罰金） ○ <u>民事的な効力</u> （最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効）	○ 刑事的な効力（50万円以下の罰金） ※労働基準法第24条違反との関係は法条競合 ○ 民事的な効力（同左）

◆最低賃金の決定方式別件数



(注1) 労働協約ケース: 同種の基幹的労働者の1／2以上に最低賃金に関する労働協約が適用されており、協約締結当事者である労又は使の全部の合意による申出によるもの。
公正競争ケース: 事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合であって、当該特定最低賃金が適用される労又は使の全部又は一部を代表するものによる申出によるもの。
(注2) 令和7年3月末日現在にて、特定最低賃金額が地域別最低賃金額を下回っているものは89件。

◆ 特定最低賃金と地域別最低賃金の関係

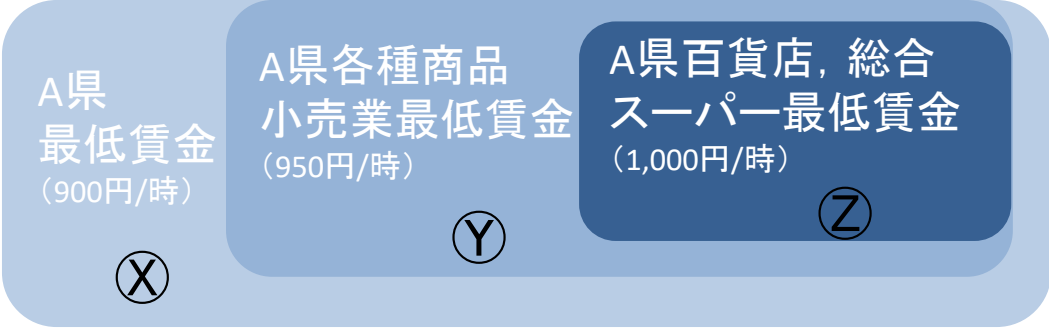
・地域別最低賃金と特定別最低賃金の関係

(最低賃金法第6条第1項及び第16条)

➤ 労働者が複数の最低賃金の適用を受ける場合、より高い最低賃金が適用される

＜具体例＞

- 労働者X → 時間額900円
(A県勤務労働者)
- 労働者Y → 時間額950円
(A県在勤かつ各種商品小売業に従事する労働者)
- 労働者Z → 時間額1,000円
(A県在勤かつ各種商品小売業かつ百貨店、総合スーパーに従事する労働者)



➤ 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定する必要がある

※ 近年、地域別最低賃金改定額の幅が、特定最低賃金額の改定額の幅よりも大きくなり、地域別最低賃金が特定最低賃金を上回っているものがある

→ これらの特定最低賃金は、現状のまま据え置くか、地域別最低賃金を上回る額で改正するか、廃止するかを選択することとなる。

(「改正」しなければ、特定最低賃金として存続するが、効力は維持されない。)

→ この特定最低賃金額が地域別最低賃金を下回ることを「埋没」という。

(すなわち、地域別最低賃金額が適用される。)

・派遣労働者に対する最低賃金の適用(最低賃金法第13条及び第18条)

➤ 派遣労働者には、**派遣先の事業場**が所在する都道府県の最低賃金が適用される

◆ 特定最低賃金に関する、主な答申等

＜昭和57年1月14日中央最低賃金審議会答申＞

関係労使の申出に基づく(特定)最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金(現行の特定最低賃金)の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。

＜平成10年12月10日中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告＞

○ 審議会においては、個々の産業別最低賃金について、次により一層の審議が行われるように努めることとする。

- ・ 審議会での審議に資するため「産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての視点」(別紙1※次頁)及び「産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての審議参考資料」を提示するので、これを参考として個々の産業別最低賃金について十分な審議を行うこと。この場合、新分野における産業別最低賃金の設定に関する審議についても同様とすること。
- ・ 産業構造の変化等に的確に対応するため、必要に応じ、適用除外業務及び業種のくくり方について見直しを行うこと。

＜平成14年12月6日中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告＞

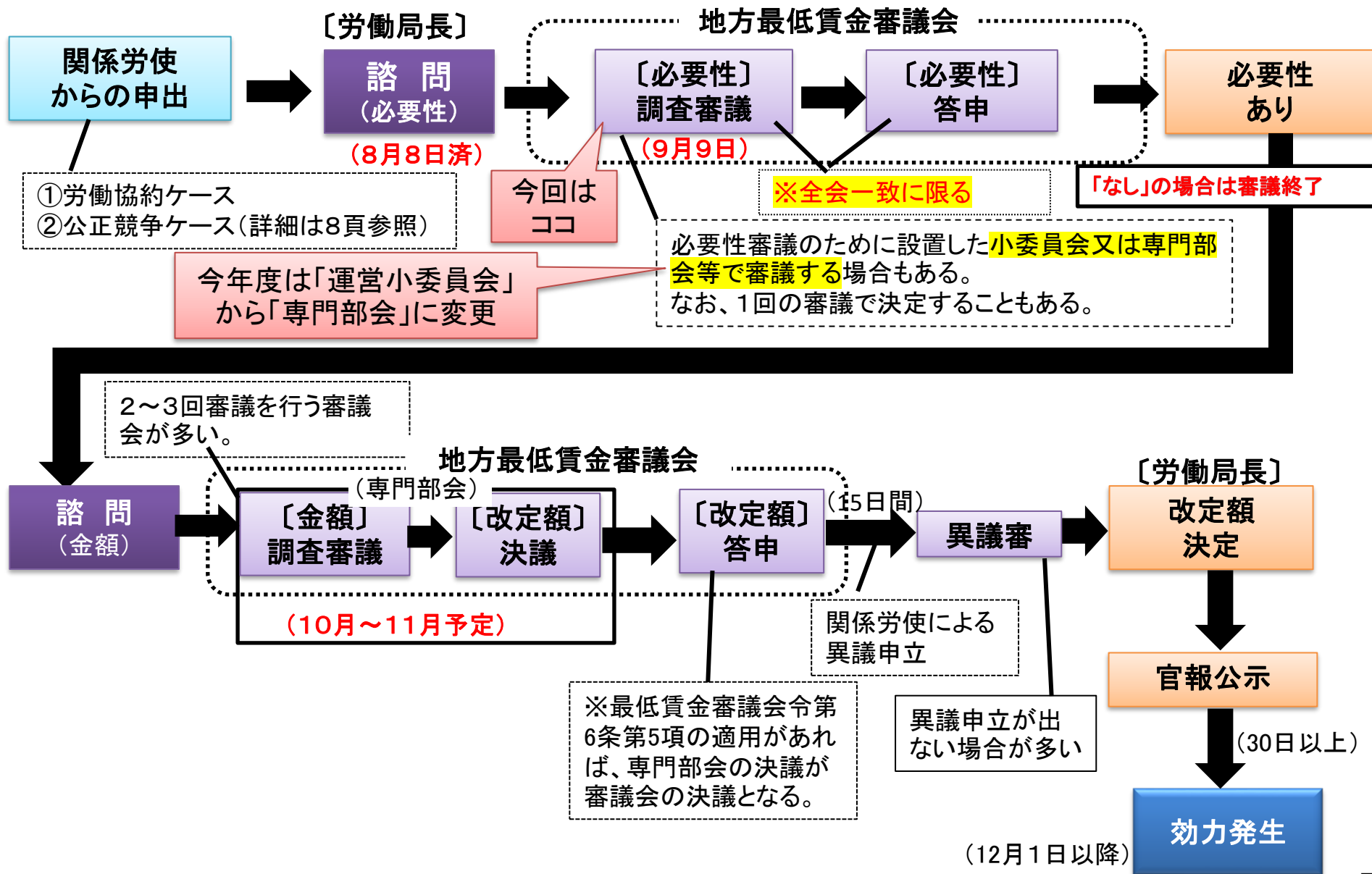
○ 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

産業別最低賃金（公正競争ケース）の審議に当たっての視点（別紙1）

- ① 産業別最低賃金適用産業内において事業競争関係にあるか
 - ・産業別最低賃金適用産業の產品、生産態様、サービス等が類似しているか
 - ・産業別最低賃金適用産業の企業間競争はどうか
 - ・産業別最低賃金適用産業の労働市場における需給関係はどうか
- ② 産業別最低賃金適用労働者数及び増減状況等はどうか
- ③ 産業別最低賃金適用産業の企業数、規模別構成、増減状況等はどうか
- ④ 産業別最低賃金適用労働者の企業間、地域間又は組織労働者未組織労働者の間等にどの程度の賃金格差があるか
- ⑤ 産業別最低賃金が廃止された場合に適用労働者間の賃金格差が拡大する可能性があるか

◆ 特定最低賃金の決定・改正までのプロセス



◆ 特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出

○関係労使の申出により、地方最低賃金審議会において、決定、改正及び廃止の調査審議を行う。

○申出の要件は中央最低賃金審議会において労使で合意されたもの(※)

※ 「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

労働協約ケース： 関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数(原則として1000人以上)に適用される賃金の最低額に関する合意(労働協約)がある場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
① 基幹的労働者の <u>2分の1以上</u> が労働協約の適用を受けること ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の <u>全部の合意</u> により行われる申出であること	① 基幹的労働者の概ね <u>3分の1以上</u> が労働協約の適用を受けること ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の <u>全部の合意</u> により行われる申出であること

公正競争ケース： 事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
○ 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合(注)	○ 適用される労働者又は使用者の概ね <u>3分の1以上</u> の合意による申出等

(注)

「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約」ケースとは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当ではない。

(中略)

なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね1／3以上のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告」(平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承)

◆ 特定最低賃金の設定件数・適用使用者数・適用労働者数等(令和7年3月末)

設定件数(件)	適用使用者数(千人)	適用労働者数(千人)
224(※1)	85	2,956

	新設	改正	廃止
平成28年度	0	193	2
平成29年度	1	187	1
平成30年度	0	183	4
令和元年度	0	174	1
令和2年度	0	144	1
令和3年度	0	160	0
令和4年度	0	140	1
令和5年度	0	143	2
令和6年度	0	133	0

(※1) 設定件数には、地域別最低賃金を下回る特定最低賃金も含まれる。

特定最低賃金の件数、適用使用者数及び適用労働者数 (地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む)

(令和7年3月末時点)

業 種	件数(件)	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
食 料 品 ・ 飲 料 製 造 業 関 係	5	3	144
織 維 工 業 関 係	5	7	139
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 関 係	1	1	6
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業 関 係	2	1	84
印 刷 ・ 同 関 連 産 業 関 係	1	3	33
塗 料 製 造 業 関 係	4	1	63
ゴ ム 製 品 製 造 業 関 係	1	1	37
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 関 係	4	3	105
鉄 鋼 業 関 係	20	31	1,481
非 鉄 金 属 製 造 業 関 係	9	9	420
金 属 製 品 製 造 業 関 係	4	9	116
一 般 機 械 器 具 製 造 業 関 係	25	229	5,418
精 密 機 械 器 具 製 造 業 関 係	7	8	222
電 気 機 械 器 具 製 造 業 等 関 係	45	213	8,932
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 関 係	33	144	8,636
新 聞 ・ 出 版 業 関 係	1	1	5
各 種 商 品 小 売 業 関 係	30	15	1,693
自 動 車 小 売 業 関 係	23	202	1,967
自 動 車 整 備 業 関 係	1	10	33
道 路 貨 物 自 動 車 運 送 業 関 係	1	3	24
木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業 関 係	1	4	7
全 国 非 金 属 鉱 業 (厚 生 労 働 大 臣 決 定) 関 係	1	1	4
総 合 計	224	899	29,569

(注)

- 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
- 2 適用死傷者数及び適用労働者数は、令和3年経済センサス-活動調査等に基づき推計した数値である。
- 3 適用使用者数・適用労働者数は100人未満の数値を四捨五入した人数、ただし、合計が50人未満の場合は1(百人)としている。
- 4 全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係の適用使用者数・適用労働者数については平成元年のもの。

特定最低賃金の件数、適用使用者数及び適用労働者数 (地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を除く)

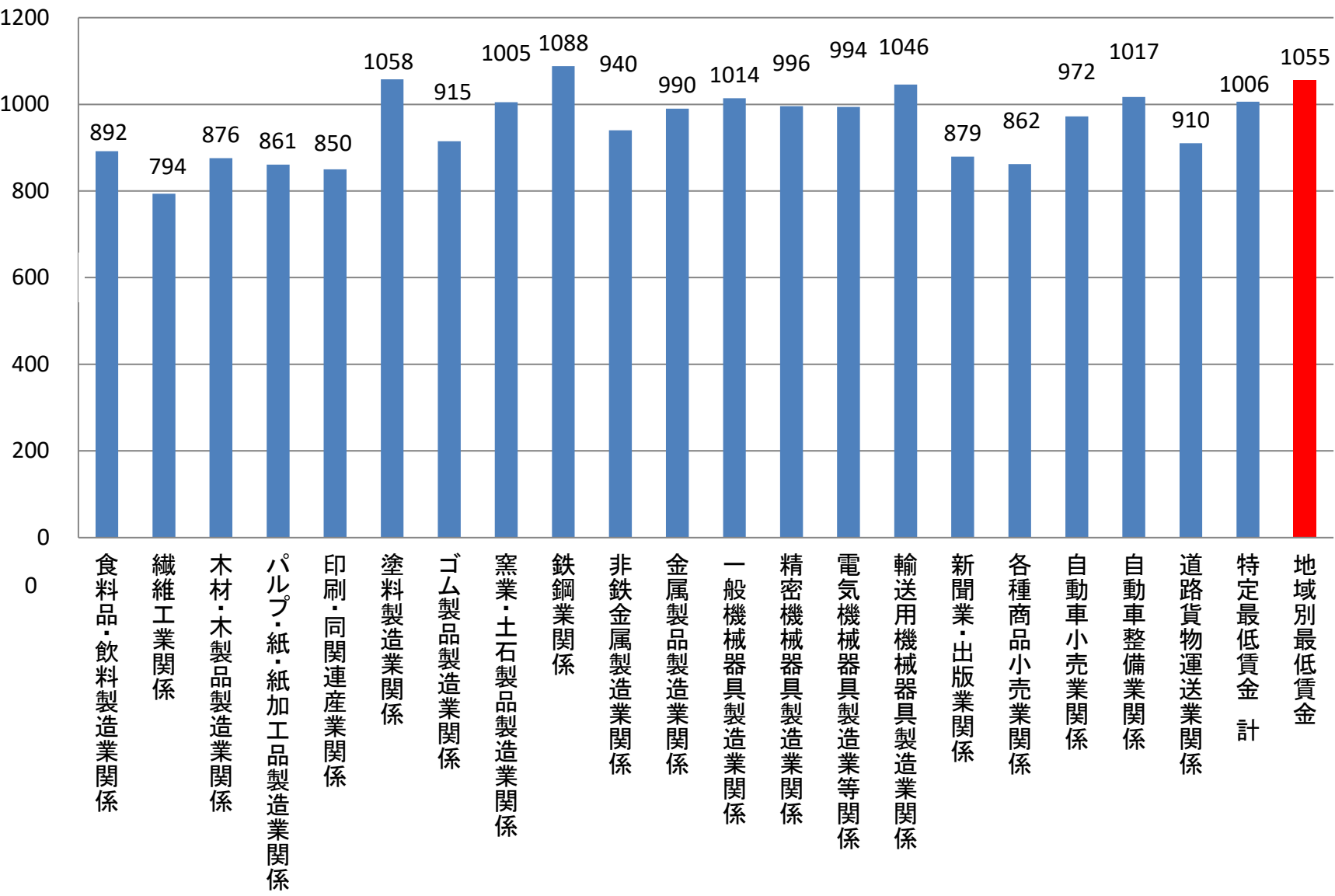
(令和7年3月末時点)

業 種	件数(件)	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
食 料 品 ・ 飲 料 製 造 業 関 係	1	1	50
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業 関 係	1	1	24
塗 料 製 造 業 関 係	3	1	48
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 関 係	3	3	84
鉄 鋼 業 関 係	17	26	1,335
非 鉄 金 属 製 造 業 関 係	6	5	196
金 属 製 品 製 造 業 関 係	1	7	73
一 般 機 械 器 具 製 造 業 関 係	16	139	3,493
精 密 機 械 器 具 製 造 業 関 係	4	4	140
電 気 機 械 器 具 製 造 業 等 関 係	34	140	6,299
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 関 係	30	125	7,649
各 種 商 品 小 売 業 関 係	5	1	169
自 動 車 小 売 業 関 係	12	105	913
自 動 車 整 備 業 関 係	1	10	33
総 合 計	134	568	20,506

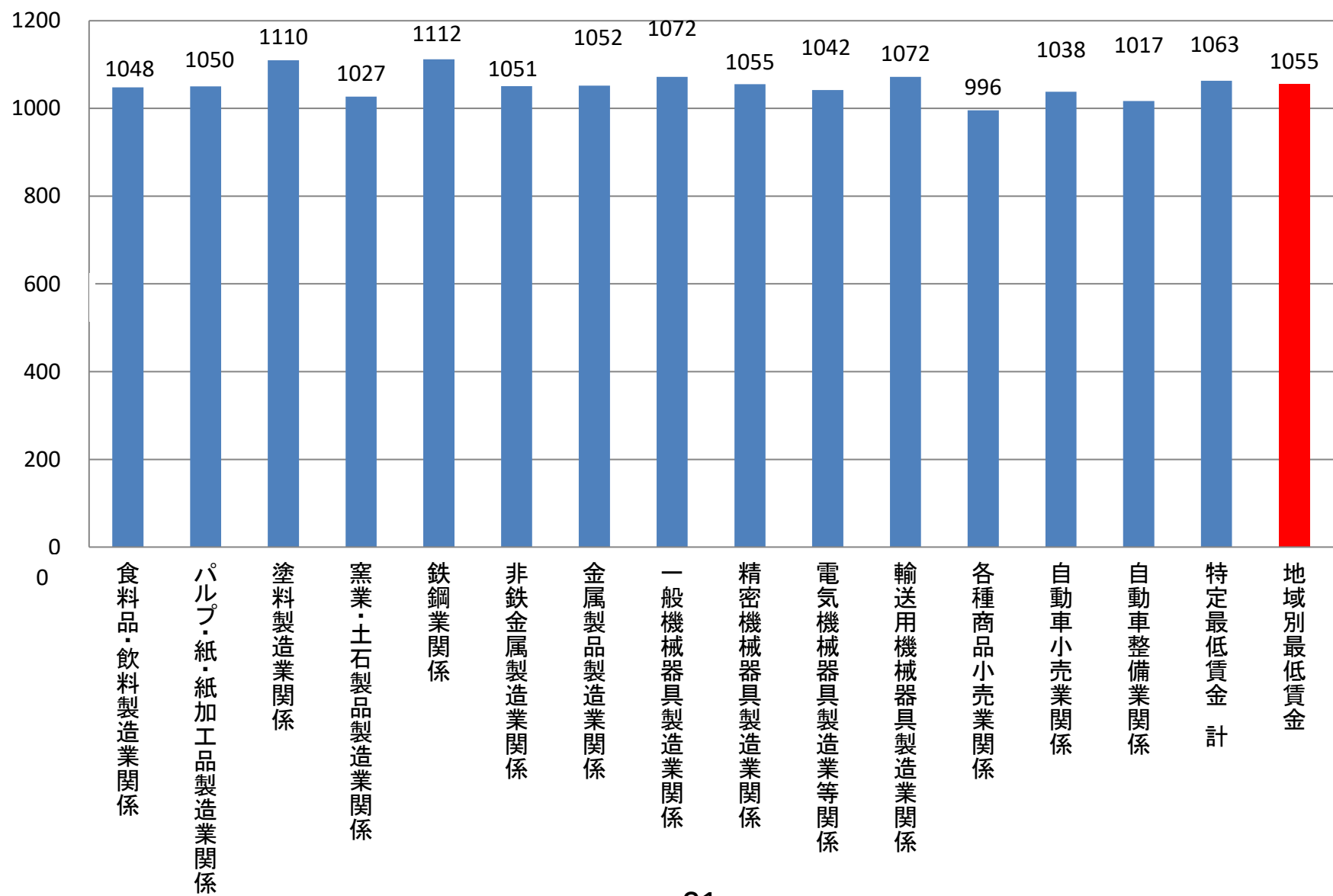
(注)

- 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
- 2 適用死傷者数及び適用労働者数は、令和3年経済センサス-活動調査等に基づき推計した数値である。
- 3 適用使用者数・適用労働者数は100人未満の数値を四捨五入した人数、ただし、合計が50人未満の場合は1(百人)としている。

◆ 特定最低賃金の全国加重平均額(令和7年3月末現在)
(地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む)



◆ 特定最低賃金の全国加重平均額(令和7年3月末現在)
(地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を除く)



◆ 総括表(特定最低賃金が設定されている業種の例(徳島県・はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業))

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	2,129	339	542	1,248		10	1,595	325	199	
円	70	28	18	23			57	6	6	
- 1019	(3.27)	(8.28)	(3.36)	(1.87)			(3.56)	(1.98)	(3.25)	
1020 - 1020	133 (6.27)	30 (8.92)	29 (5.32)	74 (5.96)			101 (6.34)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1021 - 1021	133 (6.27)	30 (8.92)	29 (5.32)	74 (5.96)			101 (6.34)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1022 - 1022	135 (6.34)	30 (8.92)	30 (5.60)	74 (5.96)			103 (6.43)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1023 - 1023	139 (6.51)	30 (8.92)	32 (5.88)	77 (6.13)		4 (36.36)	103 (6.43)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1024 - 1024	139 (6.51)	30 (8.92)	32 (5.88)	77 (6.13)		4 (36.36)	103 (6.43)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1025 - 1025	142 (6.68)	30 (8.92)	33 (6.16)	79 (6.30)		4 (36.36)	106 (6.66)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1026 - 1026	142 (6.68)	30 (8.92)	33 (6.16)	79 (6.30)		4 (36.36)	106 (6.66)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1027 - 1027	147 (6.88)	32 (9.55)	33 (6.16)	81 (6.47)		4 (36.36)	111 (6.93)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1028 - 1028	147 (6.88)	32 (9.55)	33 (6.16)	81 (6.47)		4 (36.36)	111 (6.93)	14 (4.42)	18 (9.07)	
1029 - 1029	151 (7.10)	32 (9.55)	38 (7.00)	81 (6.47)		4 (36.36)	114 (7.12)	16 (4.88)	18 (9.07)	
1030 - 1030	153 (7.17)	32 (9.55)	39 (7.28)	81 (6.47)		4 (36.36)	115 (7.21)	16 (4.88)	18 (9.07)	
1031 - 1031	153 (7.17)	32 (9.55)	39 (7.28)	81 (6.47)		4 (36.36)	115 (7.21)	16 (4.88)	18 (9.07)	
1032 - 1032	153 (7.17)	32 (9.55)	39 (7.28)	81 (6.47)		4 (36.36)	115 (7.21)	16 (4.88)	18 (9.07)	
1033 - 1033	155 (7.27)	32 (9.55)	39 (7.28)	83 (6.64)		4 (36.36)	117 (7.35)	16 (4.88)	18 (9.07)	
1034 - 1034	155 (7.27)	32 (9.55)	39 (7.28)	83 (6.64)		4 (36.36)	117 (7.35)	16 (4.88)	18 (9.07)	
1035 - 1035	158 (7.44)	32 (9.55)	41 (7.56)	85 (6.91)		4 (36.36)	119 (7.44)	18 (5.54)	18 (9.07)	

令和7年度 特定最低賃金申出状況一覧表 奈良労働局

最低賃金の件名	現在の特定最低賃金額 (発効日)	受理日	申出内容 申請ケース	協約適用 労働者数 (A)	基幹的労働者数 (B)	合意者割合 (A/B)	最も低い労働協約時間額 (C)	令和7年改定 後の奈良県最低賃金額 (D)	差額 (C-D) ※
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金	891円 (R3. 12. 29)	R7. 7. 31	改正 労働協約	567	1, 220	46. 5%	1, 301円	1, 051円	+250円
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	905円 (R3. 12. 29)	R7. 8. 1	改正 労働協約	3, 011	7, 510	40. 1%	988円		-63円
奈良県自動車小売業最低賃金	892円 (R3. 12. 29)	R7. 8. 6	改正 労働協約	1, 306	3, 800	34. 4%	1, 003円		-48円

※ 差額（C－D）がプラスとなった特定最低賃金のみ、専門部会を開催し、改定の必要性の有無について審議を行う。
（プラスにならなかった特定最低賃金は、「改正の必要性なし」となる。）

令和6年度 特定最低賃金 改正状況
(電気機械器具製造業関係)

都道府県	件 名	改正前	改正後	引上額	効力発生日	地域別 最低賃金 引上額
北海道	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	997円	1,049円	+52円	R6.12.1	+50円
青森	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	927円	968円	+41円	R6.12.21	+55円
岩手	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	917円	975円	+58円	R7.1.22	+59円
宮城	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	959円	1,012円	+53円	R6.12.15	+50円
秋田	電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業	930円	958円	+28円	R6.12.25	+54円
山形	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	945円	996円	+51円	R6.12.25	+55円
福島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	880円	880円	—	R4.12.30	+55円
茨城	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	1,002円	1,052円	+50円	R6.12.31	+52円
栃木	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,008円	1,056円	+48円	R6.12.31	+50円
群馬	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,006円	1,056円	+50円	R6.12.28	+50円
埼玉	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,055円	1,105円	+50円	R6.12.1	+50円
千葉	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,055円	1,105円	+50円	R6.12.25	+50円
東京	業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	829円	829円	—	H22.12.31	+50円
神奈川	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890円	890円	—	H27.3.1	+50円
新潟	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,005円	1,005円	—	R5.12.27	+54円
富山	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	951円	1,002円	+51円	R6.12.26	+50円
石川	電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業	963円	1,008円	+45円	R6.12.31	+51円
福井	電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	857円	857円	—	R1.12.24	+53円
山梨	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	997円	1,047円	+50円	R6.12.27	+50円
長野	計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	983円	1,032円	+49円	R7.1.1	+50円
岐阜	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	965円	965円	—	R5.12.21	+51円

都道府県	件 名	改正後	改正後	引上額	効力発生日	（地域別 最低賃金 引上額）
静岡	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	997円	1,042円	+45円	R6.12.21	+50円
愛知	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	901円	901円	—	H30.12.16	+50円
三重	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	987円	1,031円	+44円	R6.12.21	+50円
滋賀	計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,003円	1,050円	+47円	R6.12.31	+50円
京都	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,025円	1,074円	+49円	R7.1.19	+50円
大阪	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,068円	1,127円	+59円	R6.12.1	+50円
兵庫	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	1,002円	1,053円	+51円	R6.12.1	+51円
奈良	電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業	891円	891円	—	R3.12.29	+50円
鳥取	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	906円	963円	+57円	R6.12.19	+57円
島根	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	929円	987円	+58円	R6.12.27	+58円
岡山	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	974円	1,025円	+51円	R6.12.25	+50円
広島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	995円	1,045円	+50円	R6.12.31	+50円
山口	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	986円	1,032円	+46円	R6.12.15	+51円
徳島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	983円	1,038円	+55円	R6.12.21	+84円
香川	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	982円	1,030円	+48円	R6.12.15	+52円
愛媛	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	987円	1,038円	+51円	R6.12.25	+59円
高知	電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業	793円	793円	—	R1.12.29	+55円
福岡	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,019円	1,071円	+52円	R6.12.10	+51円
佐賀	発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同附属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	943円	996円	+53円	R6.12.29	+56円
長崎	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864円	864円	—	R3.12.29	+55円
熊本	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	940円	996円	+56円	R6.12.15	+54円
大分	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	941円	996円	+55円	R6.12.25	+55円
宮崎	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	831円	831円	—	R3.12.24	+55円
鹿児島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	842円	842円	—	R3.12.17	+56円

（注）福島、東京、神奈川、福井、岐阜、愛知、奈良、高知、長崎、宮崎、鹿児島については、特定最低賃金「電気機械器具製造業関係」が地域別（都道府県）最低賃金を下回っているため、地域別（都道府県）最低賃金額が適用される。

最低賃金に関する 基礎調査結果報告 (特定最低賃金)

令和 7 年

奈良労働局

「調査の概要」

- 1 調査地域 奈良県全地域
- 2 調査事業所 日本標準産業分類に定める産業のうち
(ア) 製造業
(イ) 情報通信業のうち新聞業、出版業
(ウ) 卸売業、小売業
(エ) 学術研究、専門・技術サービス業
(オ) 宿泊業、飲食サービス業
(カ) 生活関連サービス業、娯楽業
(キ) 医療、福祉
(ク) サービス業（他に分類されないもの）

* (ア) 及び (イ) の産業については常用労働者 100 人未満を雇用している事業所とし、その他の産業については常用労働者 30 人未満を雇用している事業所とする。
- 3 調査労働者 調査事業所に雇用される労働者 8,205人
- 4 調査対象月 令和7年6月分
- 5 集計事項
次の区分による所定内賃金階級別労働者数
 - (1) 地域 ① 全地域
 - (2) 規模 ① 1～9人
② 10～29人
③ 30～99人
 - (3) 性 ① 男
② 女

- (4) 年齢
- ① 17歳以下
 - ② 18～19歳
 - ③ 20～54歳
 - ④ 55～59歳
 - ⑤ 60～64歳
 - ⑥ 65歳以上

- (5) 業種
- 調査対象産業計
- 製造業
- 卸売・小売業
- 宿泊業，飲食サービス業
- 医療，福祉
- サービス業（他に分類されないもの）

- (6) 賃金階級

下表のとおり133区分とした。

区分	賃金額（※1）	間隔
区分1（最低区分）	975円以下	
区分2	976円以上～976円以下	}
～		
区分112	1,086円以上～1,086円以下	}
区分113	1,087円以上～1,089円以下	
区分114	1,090円以上～1,099円以下	}
～		
区分124	1,190円以上～1,199円以下	}
区分125	1,200円以上～1,299円以下	
～		}
区分132	1,900円以上～1,999円以下	
区分133（最高区分）	2,000円以上	

（※1）賃金額は時間当りの賃金額

（※2）区分113は階級区分調整（桁末尾整理）を行っているもの

- 6 復元
- 集計結果は各産業区分毎に母集団の事業所数に復元した。

令和7年 最低賃金基礎調査結果

地域別最低賃金対象業種における特性値と平均値

	合 計	規 模 別		
		1～9人	10～29人	30～99人
第1・二十分位数	986 円	986 円	986 円	1,000 円
第1・十分位数	990 円	994 円	990 円	1,000 円
第1・四分位数	1,010 円	1,007 円	1,010 円	1,100 円
中 位 数	1,202 円	1,200 円	1,200 円	1,398 円
平 均 値	1,438 円	1,399 円	1,456 円	1,528 円

《パート労働者のみ》

	合 計	規 模 別		
		1～9人	10～29人	30～99人
第1・二十分位数	986 円	986 円	986 円	990 円
第1・十分位数	990 円	990 円	986 円	990 円
第1・四分位数	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円
中 位 数	1,020 円	1,030 円	1,020 円	1,040 円
平 均 値	1,245 円	1,217 円	1,271 円	1,129 円

特定最低賃金対象業種における特性値と平均値

《電気機械器具製造業》

	合 計	規 模 別		
		1～9人	10～29人	30～99人
第1・二十分位数	1,000 円	986 円	1,000 円	1,000 円
第1・十分位数	1,015 円	986 円	1,005 円	1,026 円
第1・四分位数	1,050 円	1,120 円	1,160 円	1,050 円
中 位 数	1,437 円	1,874 円	1,440 円	1,321 円
平 均 値	1,602 円	1,963 円	1,525 円	1,566 円

《パート労働者のみ》

	合 計	規 模 別		
		1～9人	10～29人	30～99人
第1・二十分位数	986 円	986 円	986 円	1,000 円
第1・十分位数	1,000 円	986 円	986 円	1,000 円
第1・四分位数	1,000 円	986 円	1,000 円	1,050 円
中 位 数	1,050 円	987 円	1,005 円	1,050 円
平 均 値	1,053 円	1,136 円	1,042 円	1,041 円

《一般機械器具製造業》

	合 計	規 模 別		
		1～9人	10～29人	30～99人
第1・二十分位数	1,068 円	1,000 円	1,052 円	1,133 円
第1・十分位数	1,157 円	1,168 円	1,118 円	1,201 円
第1・四分位数	1,365 円	1,349 円	1,345 円	1,381 円
中 位 数	1,627 円	1,667 円	1,575 円	1,654 円
平 均 値	1,774 円	1,774 円	1,746 円	1,793 円

《パート労働者のみ》

	合 計	規 模 別		
		1～9人	10～29人	30～99人
第1・二十分位数	986 円	990 円	986 円	986 円
第1・十分位数	986 円	1,000 円	986 円	990 円
第1・四分位数	1,000 円	1,000 円	990 円	1,000 円
中 位 数	1,150 円	1,255 円	1,080 円	1,150 円
平 均 値	1,454 円	1,363 円	1,296 円	1,914 円

《自動車小売業》

	合 計	規 模 別	
		1～9人	10～29人
第1・二十分位数	1,062 円	1,022 円	1,125 円
第1・十分位数	1,187 円	1,099 円	1,257 円
第1・四分位数	1,375 円	1,318 円	1,399 円
中 位 数	1,696 円	1,692 円	1,696 円
平 均 値	1,757 円	1,744 円	1,765 円

《パート労働者のみ》

	合 計	規 模 別	
		1～9人	10～29人
第1・二十分位数	990 円	1,000 円	990 円
第1・十分位数	1,000 円	1,010 円	990 円
第1・四分位数	1,020 円	1,052 円	1,000 円
中 位 数	1,068 円	1,100 円	1,020 円
平 均 値	1,248 円	1,265 円	1,210 円

(注) 精皆勤手当、通勤手当、及び家族手当を除く時間当たり所定内賃金。

資料出所：奈良労働局 「最低賃金に関する基礎調査」

賃金分布の特性値

◇ 中位数

全員を賃金の低いものから順に並べた時に、全体のちょうど真ん中（50％）に位置する者の賃金額をいう。

※ 人数が偶数の場合 → 10人の中位数は、低い方から5番目と6番目の賃金額を平均する

◇ 分位数

全員の賃金を低いものから順に並べ、10等分、4等分のように等分したときに境界に位置する者の賃金額をいう。

例えば…

第1・四分位数

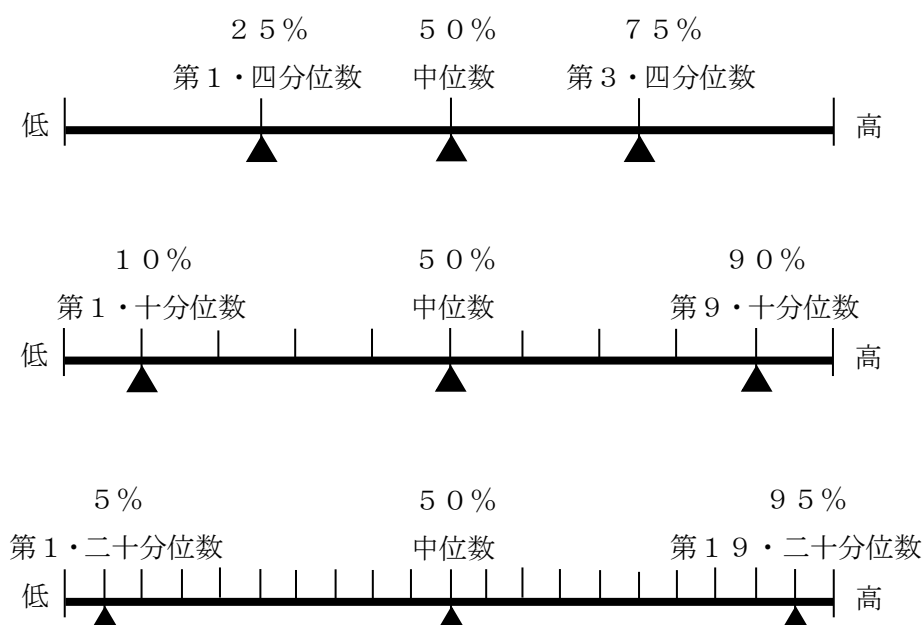
4等分し、低い方からみて最初の境界（25％）の所に位置する者の賃金額をいう。

第1・十分位数

10等分し、低い方からみて最初の境界（10％）の所に位置する者の賃金額をいう。

第1・二十分位数

20等分し、低い方からみて最初の境界（5％）の所に位置する者の賃金額をいう。



奈良県の適用最低賃金別影響率一覧表

令和7年6月

賃金額 (3手当を除く)	地域別最低賃金 適用業種合計		電気機械器具製造業		一般機械器具製造業		自動車小売業	
	%	169,579人	%	758人	%	3,376人	%	3,798人
合 計								
～ 975 円	2.1	3,636	0.0	0	0.4	12	0.9	33
976 ～ 976	2.1	3,636	0.0	0	0.4	12	0.9	33
977 ～ 977	2.1	3,636	0.0	0	0.4	12	0.9	33
978 ～ 978	2.2	3,691	0.0	0	0.4	12	0.9	33
979 ～ 979	2.2	3,691	0.0	0	0.4	12	0.9	33
980 ～ 980	2.2	3,746	0.0	0	0.4	12	0.9	33
981 ～ 981	2.2	3,746	0.0	0	0.4	12	0.9	33
982 ～ 982	2.2	3,774	0.0	0	0.4	12	0.9	33
983 ～ 983	2.2	3,799	0.0	0	0.4	12	0.9	36
984 ～ 984	2.2	3,799	0.0	0	0.4	12	0.9	36
985 ～ 985	2.3	3,881	0.0	0	0.4	15	0.9	36
986 ～ 986	6.2	10,521	2.8	21	1.5	50	0.9	36
987 ～ 987	6.3	10,658	2.8	21	1.5	50	0.9	36
988 ～ 988	6.3	10,726	2.8	21	1.5	50	0.9	36
989 ～ 989	6.4	10,778	2.8	21	1.5	50	0.9	36
990 ～ 990	10.2	17,359	2.8	21	1.9	64	1.6	61
991 ～ 991	10.3	17,483	2.8	21	1.9	64	1.6	61
992 ～ 992	10.3	17,526	2.8	21	1.9	64	1.6	61
993 ～ 993	10.4	17,623	2.8	21	1.9	64	1.6	61
994 ～ 994	10.5	17,755	2.8	21	1.9	64	1.6	61
995 ～ 995	10.9	18,555	2.9	22	1.9	64	1.6	61
996 ～ 996	11.4	19,320	2.9	22	1.9	64	1.6	61
997 ～ 997	11.5	19,580	2.9	22	2.0	66	1.6	61
998 ～ 998	11.6	19,609	2.9	22	2.0	66	1.7	63
999 ～ 999	11.6	19,609	2.9	22	2.0	66	1.7	63
1,000 ～ 1,000	21.9	37,165	8.4	64	2.8	95	2.7	103
1,001 ～ 1,001	21.9	37,207	8.4	64	2.8	95	2.7	103
1,002 ～ 1,002	22.0	37,332	8.4	64	2.8	95	2.7	103
1,003 ～ 1,003	22.6	38,269	8.4	64	2.8	95	2.7	103
1,004 ～ 1,004	22.6	38,351	8.4	64	2.8	95	2.7	103
1,005 ～ 1,005	22.9	38,898	9.0	68	2.8	95	2.7	103
1,006 ～ 1,006	23.0	38,986	9.0	68	2.8	95	2.7	103
1,007 ～ 1,007	23.0	39,041	9.0	68	2.8	95	2.7	103
1,008 ～ 1,008	23.0	39,068	9.0	68	2.8	95	2.7	103
1,009 ～ 1,009	23.0	39,068	9.0	68	2.8	95	2.7	103
1,010 ～ 1,010	25.1	42,556	9.9	75	2.8	95	3.1	116
1,011 ～ 1,011	25.2	42,800	9.9	75	2.9	98	3.1	116
1,012 ～ 1,012	25.6	43,381	9.9	75	2.9	98	3.1	116
1,013 ～ 1,013	25.6	43,381	9.9	75	2.9	98	3.1	116
1,014 ～ 1,014	25.6	43,381	9.9	75	3.0	100	3.1	116
1,015 ～ 1,015	25.9	43,838	10.3	78	3.0	100	3.1	116
1,016 ～ 1,016	25.9	43,906	10.3	78	3.0	100	3.1	116
1,017 ～ 1,017	25.9	43,906	10.3	78	3.0	100	3.1	116
1,018 ～ 1,018	25.9	43,995	10.3	78	3.0	100	3.1	116
1,019 ～ 1,019	26.0	44,105	10.3	78	3.0	100	3.1	116
1,020 ～ 1,020	28.4	48,153	10.4	79	3.0	100	3.2	122
1,021 ～ 1,021	28.4	48,153	10.4	79	3.0	100	3.2	122
1,022 ～ 1,022	28.5	48,346	10.4	79	3.1	103	3.4	130
1,023 ～ 1,023	28.7	48,607	10.4	79	3.1	103	3.4	130
1,024 ～ 1,024	28.7	48,607	10.4	79	3.1	103	3.4	130
1,025 ～ 1,025	28.8	48,778	10.8	82	3.1	103	3.6	137
1,026 ～ 1,026	28.8	48,847	13.7	104	3.1	103	3.6	137
1,027 ～ 1,027	28.8	48,873	13.7	104	3.1	103	3.6	137
1,028 ～ 1,028	28.9	49,083	13.7	104	3.1	103	3.6	137
1,029 ～ 1,029	29.0	49,135	13.7	104	3.1	103	3.6	137
1,030 ～ 1,030	31.0	52,547	13.9	105	3.1	105	3.7	140
1,031 ～ 1,031	31.0	52,577	13.9	105	3.2	107	3.7	140
1,032 ～ 1,032	31.1	52,714	13.9	105	3.3	113	3.7	140
1,033 ～ 1,033	31.1	52,743	13.9	105	3.3	113	3.7	140
1,034 ～ 1,034	31.2	52,827	13.9	105	3.3	113	3.7	140
1,035 ～ 1,035	31.2	52,972	13.9	105	3.4	116	3.7	140
1,036 ～ 1,036	31.3	53,087	13.9	105	3.6	122	3.7	140
1,037 ～ 1,037	31.4	53,172	13.9	105	3.6	122	3.7	140
1,038 ～ 1,038	31.4	53,199	14.5	110	3.7	124	3.7	140
1,039 ～ 1,039	31.4	53,199	14.5	110	3.7	124	3.7	140
1,040 ～ 1,040	31.9	54,077	14.6	111	3.7	126	3.8	143
1,041 ～ 1,041	31.9	54,166	14.6	111	3.7	126	3.9	149
1,042 ～ 1,042	31.9	54,166	14.6	111	3.7	126	4.0	152
1,043 ～ 1,043	31.9	54,166	14.6	111	3.8	129	4.0	152
1,044 ～ 1,044	32.0	54,193	14.6	111	3.9	132	4.2	159
1,045 ～ 1,045	32.1	54,433	14.6	111	3.9	132	4.2	159
1,046 ～ 1,046	32.1	54,433	14.6	111	3.9	132	4.2	159
1,047 ～ 1,047	32.1	54,433	14.6	111	4.0	136	4.2	159
1,048 ～ 1,048	32.1	54,458	14.6	111	4.0	136	4.3	162
1,049 ～ 1,049	32.2	54,650	14.6	111	4.0	136	4.3	162
1,050 ～ 1,050	34.4	58,271	32.3	245	4.1	139	4.5	170
1,051 ～ 1,051	34.4	58,380	32.3	245	4.2	141	4.5	170
1,052 ～ 1,052	34.4	58,406	32.3	245	4.2	143	4.7	177
1,053 ～ 1,053	34.5	58,462	32.3	245	4.2	143	4.7	180

賃金額 (3手当を除く)	地域別最低賃金 適用業種合計		電気機械器具製造業		一般機械器具製造業		自動車小売業	
合 計	%	169,579人	%	758人	%	3,376人	%	3,798人
1,054 ～ 1,054	34.5	58,462	32.3	245	4.3	145	4.7	180
1,055 ～ 1,055	34.5	58,462	32.3	245	4.3	145	4.7	180
1,056 ～ 1,056	34.5	58,462	32.3	245	4.3	145	4.7	180
1,057 ～ 1,057	34.5	58,491	32.3	245	4.3	145	4.7	180
1,058 ～ 1,058	34.5	58,553	32.3	245	4.3	145	4.7	180
1,059 ～ 1,059	34.6	58,714	32.3	245	4.4	150	4.7	180
1,060 ～ 1,060	35.1	59,513	32.3	245	4.6	155	4.9	188
1,061 ～ 1,061	35.2	59,649	32.3	245	4.6	155	4.9	188
1,062 ～ 1,062	35.2	59,649	32.3	245	4.8	162	5.3	203
1,063 ～ 1,063	35.2	59,649	32.3	245	4.9	164	5.3	203
1,064 ～ 1,064	35.2	59,758	32.3	245	4.9	164	5.3	203
1,065 ～ 1,065	35.3	59,785	32.3	245	4.9	164	5.3	203
1,066 ～ 1,066	35.3	59,871	32.3	245	4.9	164	5.3	203
1,067 ～ 1,067	35.4	60,068	32.3	245	4.9	164	5.3	203
1,068 ～ 1,068	35.5	60,220	32.6	247	5.0	169	5.6	211
1,069 ～ 1,069	35.5	60,263	32.6	247	5.0	169	5.6	211
1,070 ～ 1,070	36.2	61,412	32.6	247	5.0	169	5.6	211
1,071 ～ 1,071	36.4	61,731	32.6	247	5.1	171	5.6	211
1,072 ～ 1,072	36.4	61,804	32.6	247	5.2	175	5.6	211
1,073 ～ 1,073	36.4	61,804	32.6	247	5.2	175	5.6	211
1,074 ～ 1,074	36.4	61,804	32.6	247	5.2	175	5.6	211
1,075 ～ 1,075	36.5	61,944	32.6	247	5.2	175	5.6	211
1,076 ～ 1,076	36.7	62,254	32.6	247	5.3	178	5.6	211
1,077 ～ 1,077	36.8	62,379	32.6	247	5.4	181	5.6	211
1,078 ～ 1,078	36.8	62,431	32.6	247	5.4	181	5.6	211
1,079 ～ 1,079	36.9	62,522	32.6	247	5.4	183	5.6	211
1,080 ～ 1,080	37.5	63,649	32.7	248	5.5	185	5.6	211
1,081 ～ 1,081	37.6	63,678	32.7	248	5.5	185	5.6	211
1,082 ～ 1,082	37.6	63,706	32.7	248	5.5	187	5.6	211
1,083 ～ 1,083	37.6	63,706	32.7	248	5.5	187	5.6	211
1,084 ～ 1,084	37.6	63,733	32.7	248	5.5	187	5.6	211
1,085 ～ 1,085	37.7	63,902	32.7	248	5.5	187	5.6	211
1,086 ～ 1,086	37.8	64,031	32.7	248	5.8	197	5.6	211
1,087 ～ 1,089	37.9	64,220	32.7	248	5.8	197	5.6	214
1,090 ～ 1,099	38.6	65,403	32.7	248	6.0	203	6.6	250
1,100 ～ 1,109	41.1	69,715	33.2	252	6.8	231	7.0	265
1,110 ～ 1,119	42.0	71,215	33.2	252	7.3	248	7.6	289
1,120 ～ 1,129	43.1	73,092	35.0	265	7.7	259	7.9	300
1,130 ～ 1,139	44.0	74,681	35.0	265	8.5	288	8.2	313
1,140 ～ 1,149	44.8	75,939	35.5	269	9.3	315	8.5	321
1,150 ～ 1,159	46.1	78,203	35.6	270	10.2	344	8.8	336
1,160 ～ 1,169	46.7	79,235	36.0	273	10.6	358	9.6	363
1,170 ～ 1,179	47.2	80,121	36.4	276	11.0	372	9.8	372
1,180 ～ 1,189	47.8	80,984	36.8	279	11.3	382	10.3	390
1,190 ～ 1,199	48.4	82,036	37.2	282	11.6	392	10.6	404
1,200 ～ 1,299	55.8	94,684	42.1	319	18.8	635	17.7	674
1,300 ～ 1,399	62.8	106,453	49.6	376	28.8	972	26.2	996
1,400 ～ 1,499	69.4	117,711	54.0	409	37.2	1,255	34.6	1,313
1,500 ～ 1,599	75.2	127,485	57.7	437	47.3	1,598	42.5	1,616
1,600 ～ 1,699	79.1	134,198	65.8	499	55.5	1,872	50.2	1,906
1,700 ～ 1,799	83.0	140,802	70.8	537	61.3	2,071	57.1	2,169
1,800 ～ 1,899	85.5	144,978	75.3	571	66.8	2,256	65.0	2,469
1,900 ～ 1,999	88.0	149,259	80.5	610	73.9	2,494	71.6	2,721
2,000 ～	100.0	169,579	100.0	758	100.0	3,376	100.0	3,798
第1・二十分位数	986		1,000		1,068		1,062	
第1・十分位数	990		1,015		1,157		1,187	
第1・四分位数	1,010		1,050		1,365		1,375	
中 位 数	1,202		1,437		1,627		1,696	
平 均 値	1,438		1,602		1,774		1,757	

奈良県の適用最低賃金別影響率一覧表（パートのみ）

令和7年6月

賃金額 （3手当を除く）	地域別最低賃金 適用業種合計		電気機械器具製造業		一般機械器具製造業		自動車小売業	
	%	77,253人	%	237人	%	155人	%	238人
合 計								
～ 975 円	1.1	858	0.0	0	0.0	0	0.0	0
976 ～ 976	1.1	858	0.0	0	0.0	0	0.0	0
977 ～ 977	1.1	858	0.0	0	0.0	0	0.0	0
978 ～ 978	1.1	858	0.0	0	0.0	0	0.0	0
979 ～ 979	1.1	858	0.0	0	0.0	0	0.0	0
980 ～ 980	1.2	913	0.0	0	0.0	0	0.0	0
981 ～ 981	1.2	913	0.0	0	0.0	0	0.0	0
982 ～ 982	1.2	913	0.0	0	0.0	0	0.0	0
983 ～ 983	1.2	913	0.0	0	0.0	0	0.0	0
984 ～ 984	1.2	913	0.0	0	0.0	0	0.0	0
985 ～ 985	1.3	968	0.0	0	0.0	0	0.0	0
986 ～ 986	9.0	6,975	8.9	21	12.3	19	0.0	0
987 ～ 987	9.2	7,085	8.9	21	12.3	19	0.0	0
988 ～ 988	9.2	7,128	8.9	21	12.3	19	0.0	0
989 ～ 989	9.2	7,128	8.9	21	12.3	19	0.0	0
990 ～ 990	16.3	12,562	8.9	21	19.4	30	9.2	22
991 ～ 991	16.3	12,609	8.9	21	19.4	30	9.2	22
992 ～ 992	16.4	12,652	8.9	21	19.4	30	9.2	22
993 ～ 993	16.4	12,694	8.9	21	19.4	30	9.2	22
994 ～ 994	16.4	12,694	8.9	21	19.4	30	9.2	22
995 ～ 995	17.4	13,425	9.3	22	19.4	30	9.2	22
996 ～ 996	17.4	13,467	9.3	22	19.4	30	9.2	22
997 ～ 997	17.6	13,597	9.3	22	19.4	30	9.2	22
998 ～ 998	17.6	13,597	9.3	22	19.4	30	9.2	22
999 ～ 999	17.6	13,597	9.3	22	19.4	30	9.2	22
1,000 ～ 1,000	37.8	29,218	26.6	63	32.3	50	18.1	43
1,001 ～ 1,001	37.9	29,260	26.6	63	32.3	50	18.1	43
1,002 ～ 1,002	38.0	29,342	26.6	63	32.3	50	18.1	43
1,003 ～ 1,003	39.2	30,280	26.6	63	32.3	50	18.1	43
1,004 ～ 1,004	39.3	30,362	26.6	63	32.3	50	18.1	43
1,005 ～ 1,005	39.7	30,671	28.3	67	32.3	50	18.1	43
1,006 ～ 1,006	39.7	30,671	28.3	67	32.3	50	18.1	43
1,007 ～ 1,007	39.8	30,726	28.3	67	32.3	50	18.1	43
1,008 ～ 1,008	39.8	30,753	28.3	67	32.3	50	18.1	43
1,009 ～ 1,009	39.8	30,753	28.3	67	32.3	50	18.1	43
1,010 ～ 1,010	43.9	33,879	30.4	72	32.3	50	23.9	57
1,011 ～ 1,011	44.1	34,053	30.4	72	32.3	50	23.9	57
1,012 ～ 1,012	44.8	34,605	30.4	72	32.3	50	23.9	57
1,013 ～ 1,013	44.8	34,605	30.4	72	32.3	50	23.9	57
1,014 ～ 1,014	44.8	34,605	30.4	72	32.3	50	23.9	57
1,015 ～ 1,015	45.3	34,977	31.6	75	32.3	50	23.9	57
1,016 ～ 1,016	45.4	35,045	31.6	75	32.3	50	23.9	57
1,017 ～ 1,017	45.4	35,045	31.6	75	32.3	50	23.9	57
1,018 ～ 1,018	45.4	35,072	31.6	75	32.3	50	23.9	57
1,019 ～ 1,019	45.5	35,182	31.6	75	32.3	50	23.9	57
1,020 ～ 1,020	50.2	38,798	32.1	76	32.3	50	26.1	62
1,021 ～ 1,021	50.2	38,798	32.1	76	32.3	50	26.1	62
1,022 ～ 1,022	50.2	38,798	32.1	76	32.3	50	29.4	70
1,023 ～ 1,023	50.3	38,827	32.1	76	32.3	50	29.4	70
1,024 ～ 1,024	50.3	38,827	32.1	76	32.3	50	29.4	70
1,025 ～ 1,025	50.4	38,937	33.3	79	32.3	50	29.4	70
1,026 ～ 1,026	50.5	39,006	33.3	79	32.3	50	29.4	70
1,027 ～ 1,027	50.5	39,006	33.3	79	32.3	50	29.4	70
1,028 ～ 1,028	50.5	39,033	33.3	79	32.3	50	29.4	70
1,029 ～ 1,029	50.5	39,033	33.3	79	32.3	50	29.4	70
1,030 ～ 1,030	54.0	41,695	33.8	80	33.5	52	30.7	73
1,031 ～ 1,031	54.0	41,695	33.8	80	34.8	54	30.7	73
1,032 ～ 1,032	54.0	41,724	33.8	80	34.8	54	30.7	73
1,033 ～ 1,033	54.0	41,724	33.8	80	34.8	54	30.7	73
1,034 ～ 1,034	54.0	41,753	33.8	80	34.8	54	30.7	73
1,035 ～ 1,035	54.2	41,872	33.8	80	34.8	54	30.7	73
1,036 ～ 1,036	54.3	41,987	33.8	80	34.8	54	30.7	73
1,037 ～ 1,037	54.5	42,072	33.8	80	34.8	54	30.7	73
1,038 ～ 1,038	54.5	42,099	33.8	80	34.8	54	30.7	73
1,039 ～ 1,039	54.5	42,099	33.8	80	34.8	54	30.7	73
1,040 ～ 1,040	55.4	42,765	34.6	82	35.5	55	31.5	75
1,041 ～ 1,041	55.4	42,765	34.6	82	35.5	55	31.5	75
1,042 ～ 1,042	55.4	42,765	34.6	82	35.5	55	31.5	75
1,043 ～ 1,043	55.4	42,765	34.6	82	35.5	55	31.5	75
1,044 ～ 1,044	55.4	42,765	34.6	82	35.5	55	31.5	75
1,045 ～ 1,045	55.7	43,005	34.6	82	35.5	55	31.5	75
1,046 ～ 1,046	55.7	43,005	34.6	82	35.5	55	31.5	75
1,047 ～ 1,047	55.7	43,005	34.6	82	35.5	55	31.5	75
1,048 ～ 1,048	55.7	43,005	34.6	82	35.5	55	31.5	75
1,049 ～ 1,049	55.7	43,005	34.6	82	35.5	55	31.5	75
1,050 ～ 1,050	59.5	45,986	91.1	216	35.5	55	34.9	83
1,051 ～ 1,051	59.6	46,041	91.1	216	35.5	55	34.9	83
1,052 ～ 1,052	59.6	46,041	91.1	216	36.8	57	38.2	91
1,053 ～ 1,053	59.6	46,068	91.1	216	36.8	57	38.2	91

賃金額 (３手当を除く)	地域別最低賃金 適用業種合計		電気機械器具製造業		一般機械器具製造業		自動車小売業	
合　　計	%	77,253人	%	237人	%	155人	%	238人
1,054 ～ 1,054	59.6	46,068	91.1	216	36.8	57	38.2	91
1,055 ～ 1,055	59.6	46,068	91.1	216	36.8	57	38.2	91
1,056 ～ 1,056	59.6	46,068	91.1	216	36.8	57	38.2	91
1,057 ～ 1,057	59.6	46,068	91.1	216	36.8	57	38.2	91
1,058 ～ 1,058	59.6	46,068	91.1	216	36.8	57	38.2	91
1,059 ～ 1,059	59.7	46,137	91.1	216	36.8	57	38.2	91
1,060 ～ 1,060	60.6	46,808	91.1	216	40.0	62	41.2	98
1,061 ～ 1,061	60.6	46,808	91.1	216	40.0	62	41.2	98
1,062 ～ 1,062	60.6	46,808	91.1	216	41.3	64	47.9	114
1,063 ～ 1,063	60.6	46,808	91.1	216	41.3	64	47.9	114
1,064 ～ 1,064	60.6	46,837	91.1	216	41.3	64	47.9	114
1,065 ～ 1,065	60.6	46,837	91.1	216	41.3	64	47.9	114
1,066 ～ 1,066	60.6	46,837	91.1	216	41.3	64	47.9	114
1,067 ～ 1,067	60.8	47,007	91.1	216	41.3	64	47.9	114
1,068 ～ 1,068	60.9	47,050	91.1	216	41.3	64	50.8	121
1,069 ～ 1,069	60.9	47,050	91.1	216	41.3	64	50.8	121
1,070 ～ 1,070	62.2	48,021	91.1	216	41.3	64	50.8	121
1,071 ～ 1,071	62.2	48,065	91.1	216	41.3	64	50.8	121
1,072 ～ 1,072	62.2	48,065	91.1	216	41.3	64	50.8	121
1,073 ～ 1,073	62.2	48,065	91.1	216	41.3	64	50.8	121
1,074 ～ 1,074	62.2	48,065	91.1	216	41.3	64	50.8	121
1,075 ～ 1,075	62.3	48,161	91.1	216	41.3	64	50.8	121
1,076 ～ 1,076	62.7	48,472	91.1	216	41.3	64	50.8	121
1,077 ～ 1,077	62.9	48,568	91.1	216	41.3	64	50.8	121
1,078 ～ 1,078	62.9	48,568	91.1	216	41.3	64	50.8	121
1,079 ～ 1,079	62.9	48,568	91.1	216	41.3	64	50.8	121
1,080 ～ 1,080	64.0	49,408	91.6	217	42.6	66	50.8	121
1,081 ～ 1,081	64.0	49,437	91.6	217	42.6	66	50.8	121
1,082 ～ 1,082	64.0	49,465	91.6	217	42.6	66	50.8	121
1,083 ～ 1,083	64.0	49,465	91.6	217	42.6	66	50.8	121
1,084 ～ 1,084	64.1	49,492	91.6	217	42.6	66	50.8	121
1,085 ～ 1,085	64.1	49,519	91.6	217	42.6	66	50.8	121
1,086 ～ 1,086	64.1	49,519	91.6	217	42.6	66	50.8	121
1,087 ～ 1,089	64.1	49,546	91.6	217	42.6	66	50.8	121
1,090 ～ 1,099	65.3	50,428	91.6	217	42.6	66	52.1	124
1,100 ～ 1,109	68.9	53,207	93.2	221	44.5	69	58.4	139
1,110 ～ 1,119	70.0	54,043	93.2	221	45.8	71	58.4	139
1,120 ～ 1,129	71.6	55,295	95.8	227	45.8	71	58.4	139
1,130 ～ 1,139	72.2	55,739	95.8	227	47.1	73	61.8	147
1,140 ～ 1,149	72.9	56,288	95.8	227	49.0	76	61.8	147
1,150 ～ 1,159	74.9	57,850	95.8	227	52.9	82	61.8	147
1,160 ～ 1,169	75.6	58,434	95.8	227	52.9	82	61.8	147
1,170 ～ 1,179	76.0	58,693	97.0	230	52.9	82	61.8	147
1,180 ～ 1,189	76.4	59,044	97.0	230	52.9	82	61.8	147
1,190 ～ 1,199	76.6	59,158	97.0	230	52.9	82	61.8	147
1,200 ～ 1,299	82.9	64,047	97.9	232	71.0	110	72.3	172
1,300 ～ 1,399	86.5	66,816	97.9	232	76.8	119	73.5	175
1,400 ～ 1,499	88.8	68,622	97.9	232	78.7	122	76.9	183
1,500 ～ 1,599	91.3	70,520	97.9	232	85.8	133	85.7	204
1,600 ～ 1,699	93.1	71,952	97.9	232	85.8	133	89.9	214
1,700 ～ 1,799	94.5	73,022	100.0	237	85.8	133	91.2	217
1,800 ～ 1,899	95.2	73,536	100.0	237	87.7	136	91.2	217
1,900 ～ 1,999	96.0	74,173	100.0	237	90.3	140	94.5	225
2,000 ～	100.0	77,253	100.0	237	100.0	155	100.0	238
第１・二十分位数	986		986		986		990	
第１　・　十分位数	990		1,000		986		1,000	
第１　・　四分位数	1,000		1,000		1,000		1,020	
中　　　位　　　数	1,020		1,050		1,150		1,068	
平　　　均　　　値	1,245		1,053		1,454		1,248	